報告第３号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成３０年２月２３日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第７号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成３０年２月７日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

平成２９年１２月４日午後４時頃、亀山市長明寺町地内の国道３０６号において右折レーンに進入した際、相手方車両の左ドアミラーに接触し破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

３０，１３２円